

愛郷ぐんまプロジェクト第3弾「宿泊キャンペーン」

利用者向け 《Q & A》

2021/10/18 現在

項目	No.	質問	回答
キャンペーン	1	愛郷ぐんまプロジェクト第3弾「宿泊キャンペーン」の目的は何ですか。	愛郷ぐんまプロジェクト第3弾「宿泊キャンペーン」は、全国トップクラスの新型コロナウイルスワクチン接種率である群馬県が全国に先駆けて、『ぐんまワクチン手帳』を活用し、実施期間内に 適用条件(Q&AのNo.3) を満たした群馬県民を対象に、宿泊料金に対する割引の試行期間を設け、段階的にキャンペーンを行い支援することで観光需要の喚起、県内地域の観光振興を図る事業です。本キャンペーンは《試行実施》を経て、《本格実施》となります。
	2	愛郷ぐんまプロジェクト第3弾「宿泊キャンペーン」の期間はいつからいつまででしょうか。	【試行実施】 令和3(2021)年10月15日(金)～10月31日(日)の17日間 ▶令和3(2021)年11月1日(月)チェックアウト分までが対象 【本格実施】 令和3年11月1日(月)～12月31日(金)の61日間(予定) ▶令和4(2022)年1月1日(土)チェックアウト分までが対象(予定) ※ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国のGo Toトラベル事業の再開などによっては、予告なく本事業を中止することがあります。 その場合のキャンセル料等の補償はございません。
	3	実施期間における、割引対象者の確認事項を教えてください。	確認事項は下記のとおりです。 ① 群馬県在住である群馬県民 ・本人確認書類(運転免許証や保険証・マイナンバーカード等)による確認。 ② ワクチン接種済みもしくはPCR検査陰性者である群馬県民 ・確認方法は以下いずれかのなかから、1つでも当てはまれば割引対象となります。 ②-1 新型コロナウイルスワクチン2回目の接種日から15日以上経過している群馬県民 A.『ぐんまワクチン手帳』 ※スマートフォン画面での確認 B.『新型コロナウイルスワクチン予防接種済証』 ※原則、原本での確認 ②-2 PCR検査陰性者である群馬県民 C.『PCR検査』による 陰性通知 (宿泊開始日の3日前以内) ※通知書面もしくはスマートフォン等で確認 ⇒ ①と②をとともに満たす場合 ⇒ 宿泊料金から5,000円割引 ⇒ ①のみ満たす場合 ⇒ 宿泊料金から3,000円割引 ※適用条件については、A、B、もしくはCにて、チェックイン時に確認します。 ※上記A、B、もしくはCの利用対象者であることが、宿泊施設のチェックイン時に確認ができない場合には、5,000円の割引対象となりませんのでご注意ください。
	4	第1弾(令和2年6・7月実施)のキャンペーンでは先着30万名限定でしたが、今回も上限はあるのでしょうか。	キャンペーンの利用人数に関わらず、期間終了日の宿泊まで割引対象となります。 ※新型コロナウイルス感染症の状況及び国のGo Toトラベル事業の再開状況などによっては、本事業を中止することがあります。 その場合のキャンセル料等の補償はございません。
	5	予約方法はどうすればよいですか。	予約方法(電話予約・宿のHP予約・OTA予約・旅行会社予約等)は問いません。ただし、施設によっては本キャンペーンを利用できるプランを限定している場合がありますので、事前に施設に確認をお願いいたします。
	6	事業が停止されることはありますか。	次に掲げる事由に該当する場合は、本キャンペーンを中止することができるものとします。 その場合のキャンセル料等の補償はございません。 ①新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、本キャンペーンを停止する必要があると群馬県が判断した場合 ②その他の事由により、群馬県が中止と判断した場合(国のGoToトラベル事業など)
	7	事業が停止となった場合、キャンセル料はかかりますか。	県ではキャンセル料の補填等は一切行いませんので、予めご了承ください。また、キャンセル料の発生日・条件をご自身で十分ご確認ください。 これらに関して疑義が生じた場合でも、事務局で対応することはできません。
	8	事業が停止となった場合に、宿泊予約をキャンセルしたいです。	本キャンペーン中止の場合でも、予約された宿泊は自動的にキャンセルとはなりません。ご自身での手続きが必要となります。
	9	群馬県民である11歳以下の子どもは、割引の対象になりますか？	同居家族であれば、子ども本人のワクチン接種を問いません。 同行の同居家族全員が適用条件(No.3①と②ともに)を満たした群馬県民に該当する場合に限り、5,000円の割引対象となります。それ以外は、3,000円割引の対象となります。ただし、宿泊料金が発生しない乳幼児については割引対象となりません。(10/18 修正)
	10	最大割引(5,000円)の対象となる宿泊日について教えてください。	▶ ワクチン接種によって割引対象となる例 ○2021年10月1日(金)に2回目を接種 ↓ 2回目の接種日から15日以上経過 ○2021年10月16日(土)の宿泊分が対象(※2回目接種日に+15日後から対象) ▶ PCR検査によって割引対象となる例 2021年10月15日(金)からの宿泊を予定 2021年10月12日(火)以降の陰性通知が必要(※宿泊開始日の3日前以内)
	11	ワクチン接種の証明方法を詳しく教えてください。	『新型コロナウイルスワクチン予防接種済証』をチェックイン時に、利用者からの提示によって確認します。接種済証は原則、原本で確認します。原本の提示が難しい場合には、複写もしくは写真でも可です。確認の際には、証明シールが2枚貼り付けられていることを必ず確認してください。そのうえで、宿泊開始日が2回目の接種日から15日以上経過していることを確認してください。なお、群馬県内以外の自治体が発行したものでも対象となります。
	12	『新型コロナウイルスワクチン予防接種済証』を紛失した場合、自己申告でもよいですか？	自己申告は認められません。証明書の発行団体(自治体等)に対して、再発行のご相談をしてください。

項目	No.	質問	回答	
キャンペーン	13	宿泊施設にチェックインする際に、接種済証や陰性通知等を忘れてきたことが判明した場合、割引支援の対象となりますか？	5,000円割引の対象にはなりません。なお、複写やスマートフォン等で撮影した写真で確認ができれば、対象となります。 ただし、本人確認書類で群馬県在住であることが確認できれば、3,000円割引の対象となります。	
	14	『新型コロナウイルスワクチン予防接種済証』の住所欄で、群馬県民であることを確認してもらえるか？	『新型コロナウイルスワクチン予防接種済証』は、身分証明書ではないので認められません。群馬県民であることの本人確認は、運転免許証や保険証、マイナンバーカード等の本人確認書類が必要となります。	
	15	対象群馬県民である証明書は何かありますか？ (有効期限が切れていないもの)	・健康保険証(後期高齢含む)または介護保険証 ・運転免許証または運転経歴証明書 ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ・身体(精神)障がい者手帳または療育手帳 ・年金手帳または年金証書 ・旅券(パスポート) ・住民票の写し ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限り)	
	16	同居している子ども(11歳以下)の住所を確認する書類は必要ですか？	必要となります。健康保険証やマイナンバーカード等を提示してください。	
	17	国外でジョンソン&ジョンソン1回接種のワクチンを受けて日本に帰国した利用者は対象になるか？	現時点で、日本で承認を受けているワクチン(ファイザー/モデルナ/アストラゼネカ)が割引の対象となります。ジョンソン&ジョンソンのワクチンは、2021年5月24日に承認申請がされていますが、まだ承認されていません。承認された段階で取扱を発表いたします。	
	18	PCR検査の結果通知に必要な記載事項は何ですか？	下記の記載があるかを確認してください。(10/18 修正) ・受検者氏名 ・検査結果(陰性) ・日付(宿泊開始日の3日前以内) ・検査方法(※『PCR検査』以外は対象外) ・検査機関の名称(※メールの場合は、送信者メールアドレス)	
	19	割引対象となる検査の種類は何ですか？	対象となる検査の種類は『PCR検査』のみとなります。それ以外の新型コロナウイルス感染症に関する検査(抗原定性検査、抗原定量検査、抗体検査など)は、対象外となります。	
	利用方法・対象	20	予約時にキャンペーンを利用したいとお伝えする必要がありますか。	宿泊のチェックイン時にキャンペーンを利用することをお申し出いただき、割引を受ける全ての方が確認事項に関する書類等を提示していただければ適用となります。登録施設によっては、本キャンペーンの対象となるプランを限定している場合がありますので、ご予約の際にご確認ください。なお、確認事項はQ&AのNo.3を参照してください。
		21	いくら以上のプランが対象となりますか。	宿泊料金(諸税及びサービス料を含む)が、1人1泊税込6,600円以上の宿泊プランが対象となります。
22		施設内で飲食をしたり、お土産を購入して宿泊代金と合わせて1人1泊あたり税込6,600円以上の場合は対象となりますか。	同一施設内の飲食、買い物、駐車場代等であれば対象となります。 ただし、宿泊料金と一括清算した場合に限りです。 【例】1人1泊あたり税込5,500円の登録宿泊施設に2泊し、同一施設内で税込2,700円の買い物をした場合、1泊あたりの料金が税込6,850円となるため、割引の対象となります。	
23		企業の福利厚生制度などで、宿泊予約時点で料金を割り引く場合は、割引前と割引後のどちらの料金を基準にしたらよいですか。	福利厚生制度をご利用の場合は、同制度による割引後の金額が税込6,600円以上であれば本キャンペーンの対象となります。	
24		連泊の上限はありますか。	1施設につき初泊から3連泊までが上限となります。登録宿泊施設に3連泊した後に、1日挟んで再度同施設に3連泊した場合も対象となります。 ただし、会計が分かれていても、チェックアウト日とチェックイン日が同日の場合は、連泊とみなします。(10/18 修正)	
25		日帰り入浴、宴会のみの利用は対象となりますか。	対象にはなりません。宿泊代金の発生が条件となります。	
26		予約段階で精算済みの場合は対象となりますか。	事前決済の場合(1人1泊あたり税込6,600円以上の宿泊)は、チェックアウト時にキャッシュバック対応となります。	
利用方法・対象	27	クオカード、商品券付きの宿泊プランは対象となりますか。	換金性のあるものを組み込んだ宿泊プランは、料金に関わらず対象外です。	
	28	子どもと一緒に宿泊する場合、子ども1名の宿泊料金が1泊あたり税込6,600円未満の場合は、子どもの分は対象外でしょうか。	宿泊料金が減額となる子どもを含む家族やグループでの宿泊料金については、対象外となる宿泊者(県外など)を含めた有料の宿泊者全員の合計金額を宿泊人数全員で割った1人あたりの料金が税込6,600円以上の場合に限り、子どもも対象となります。 ※子どもが複数名いる場合に、除する子どもの人数を調整することはできません。 ※12歳以上の子どもについては、適用条件(Q&AのNo.3)の確認が必要です。 ※宿泊料金が発生しない乳児等は対象外です。ただし、入館料等の宿泊にかかる費用が発生する場合は対象となります。(食事代のみは対象外) 【参考例】下記の4人家族で1泊する場合 大人2人(適用条件Q&AのNo.3の①と②をともに2人とも満たす)：1人1泊税込11,000円 子ども2人(2人とも上記大人と同居の群馬県民で11歳以下)：1人1泊税込4,400円 ⇒ 割引対象外を含む4人全員の合計金額を宿泊者全員の人数で割る 合計金額(税込30,800円) ÷ 4名 = 1人1泊あたり税込7,700円 ⇒ 1人1泊あたりの料金が税込7,700円となり、子ども2人も対象。 ⇒ 割引対象となる全員4名に対して、5,000円の割引の対象となります。	
	29	群馬県民の方とそれ以外の方(群馬県外に在住など)が同一グループでご宿泊される場合、群馬県民の方のみ割引対象となりますか？(10/18 追加)	群馬県民の方とそれ以外(群馬県外に在住)の方が同一グループでご宿泊される場合、群馬県民の方のみ割引対象となります。なお、この場合においても、グループ内の1人1泊あたりの宿泊料金が税込6,600円以上であることが前提となります。(10/18 追加)	
	30	県内の市町村で同様のキャンペーンを行っているところがありますが、県の制度との併用は可能でしょうか。	併用は可能です(市町村等の割引事業が、他の割引事業との併用を禁止している場合を除きます)。まずは本キャンペーンの割引(またはキャッシュバック)を適用していただき、割引後の料金を基準に、市町村等割引事業を適用することとします。詳しくは、各市町村等までお問い合わせください。	

項目	No.	質問	回答
	31	国の支援制度(Go Toトラベル事業)との併用は可能ですか？	Go Toトラベル事業との併用はできません。
証明方法	32	群馬県民であることはどのように証明すればよいでしょうか。	『本人確認書類』(運転免許証・保険証・マイナンバーカード等)記載の住所で群馬県民であることを確認します。本人確認書類の紛失や持参忘れなどの自己申告は、認められません。(10/18 追加)
	33	新型コロナウイルスワクチン2回接種済み(宿泊開始日から起算して15日前)であることはどのように証明すればよいでしょうか。	チェックインの際に、『ぐんまワクチン手帳』もしくは『新型コロナウイルスワクチン予防接種済証』の原本(原本の提示が難しい場合には、複写もしくは写真でも可)を提示してください。
	34	宿泊開始日の3日前以内にPCR検査で陰性であることはどのように証明すればよいでしょうか。	チェックインの際に、宿泊開始日の3日前以内の『PCR検査陰性結果通知』の原本(複写もしくは写真でも可)を提示してください。
	35	宿泊当日に『新型コロナウイルス ワクチン予防接種済証』もしくは『PCR検査による陰性通知』の持参を忘れました。	予防接種済証や陰性通知の紛失や持参忘れなどによる利用者の自己申告については、5,000円割引の対象にはなりません。なお、原本の複写やスマートフォン等で撮影した写真で確認ができれば、対象となります。 また本人確認書類で、群馬県在住であることが確認できれば、3,000円割引の対象となります。
精算	36	当日登録宿泊施設で割引を受け忘れしました。	原則として当日の精算時の対応となります。